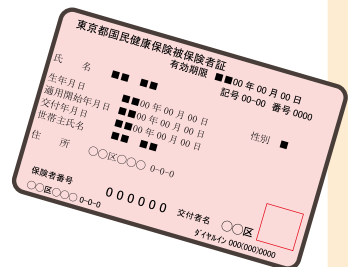


12月2日からマイナ保険証なしで大丈夫!

これまで通り受診するための 3つのポイント

1 いまの健康保険証(被保険者証)は
有効期限(最長1年)まで使えます



2 「資格確認書」を確実に受け取りましょう
保険証の有効期限以降は「資格確認書」で受診できます。



✓ 資格確認書はマイナ保険証を
登録していない人へ自動的に届
きます。

※一部の方(後期高齢者、要配慮者等)や自
治体の対応等により、マイナ保険証を登録し
ていても送られる場合があります。

✓ 使い方は健康保険証と同じです。

3 マイナ保険証の登録は解除できます
厚労省が解除のしくみを提示しています。

医療機関や薬局の窓口でマイナカードを
使ったことのある方

資格確認書を受け取るにはマイナ保険証の登録解除
が必要です。ご加入の保険者から解除の申請書類を
取り寄せてください。

※自治体によってはオンラインでの解除申請を受け付けている場合
もあります。



詳しくはご加入の保険者(健保組合や自治体)にお問い合わせください。

医療機関名

東京保険医協会

